

## 第5次狭山市総合計画策定に向けた基礎調査等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、第5次狭山市総合計画策定に向けた基礎調査等の業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための、各種手続、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名称

第5次狭山市総合計画策定に向けた基礎調査等業務

### 2 業務内容

別紙「第5次狭山市総合計画策定に向けた基礎調査等業務委託仕様書」のとおり

### 3 履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

### 4 予算限度額

本業務委託の予算限度額は5,159,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※予算限度額を超える委託料の提案を行った場合は失格とする

### 5 参加資格

本プロポーザルの参加者に要求される資格は、次に掲げるものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者。
- ② 狭山市契約規則（昭和39年規則第8号）第2条の規定により狭山市の競争入札に参加させないとされていない者。
- ③ 狭山市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく指名停止の期間中でない者。
- ④ 狭山市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外の期間中でない者。

## 6 失格基準

次の事項のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① 実施要領に定められた方法によらず、企画提案書類その他の提出書類が提出されたとき。
- ② 企画提案書類その他の提出書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- ③ 本業務のプロポーザル手続において、不正行為が行われたことが判明したとき。
- ④ 市が定める予算限度額を超える委託料の提案をしたとき。
- ⑤ その他、実施要領に違反するなど、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

## 7 参加表明手続

本プロポーザルにおいて、企画提案書等の提出を希望する者は、下記期間及び時間内に、「プロポーザル参加表明書（様式1）」を狭山市企画財政部企画課（以下「企画課」という。）の窓口へ直接持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は令和5年11月2日（木）必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法により行うこと。

受付期間：令和5年10月23日（月）から令和5年11月2日（木）まで

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

郵送先：〒350-1380

埼玉県狭山市入間川1-23-5 狭山市企画財政部企画課宛て

## 8 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は次のとおり行うものとする。

なお、軽易な事実確認を除き、電話や窓口での個別の問合せには応じない。

### ① 質問書の受付期間

令和5年10月23日（月）から令和5年10月26日（木）まで

### ② 質問書の提出方法

電子メールで狭山市企画財政部企画課のアドレス宛て送付（メール本文に直接記入、任意様式の添付いずれも可）

電子メールの標題は「プロポーザル質問（事業者名）」とし、電子メール送信後、確認のため、併せて電話による連絡を行うこと。

メールアドレス：[kikaku@city.sayama.saitama.jp](mailto:kikaku@city.sayama.saitama.jp)

### 質問書への回答

提出された質問事項を取りまとめの上、質問者の名前を伏せた質問回答書を作成し、令和5年10月30日（月）までに市公式ホームページへ掲載する。

URL：<https://www.city.sayama.saitama.jp/>

この回答は、実施要領をはじめとする本プロポーザルに関する書類の記載事項の追加または修正とみなすものとする。

なお、回答に対する再質問は原則受け付けない。また、実施要領や仕様書、様式等に記載している内容の場合は回答しないことがある。

## 9 企画提案書類の提出

企画提案書類については、次のとおり企画課へ提出すること。

### (1) 提出方法

下記期間及び時間内に、企画課の窓口へ（2）の提出書類を直接持参すること。

なお、提案書の提出を辞退する場合は、その旨を書面により、企画提案書の提出期限までに直接持参又は郵送にて企画課へ提出すること。

受付期間：令和5年10月23日（月）から令和5年11月8日（水）まで

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

※原則、郵送不可とする

### (2) 提出書類

書類
①企画提案書の提出について（様式2）
②企画提案書 ※A4版（A3版による折込ページの挿入可）で、1冊に製本（2か所ホチキス止め、両面印刷可）して提出すること
③価格提案書（様式3） ※記載価格は税込みとし、代表者名と代表印を記名押印すること
④会社概要（パンフレット等でも可）
⑤工程表（A4） ・任意様式 ・工程を作業単位に細分化し、スケジュール及び作業項目、作業期間を具体的に提示すること。 ・工程：令和5年11月下旬から令和6年3月29日
⑥類似業務の受託実績調書（様式4）
⑦業務実施体制調書（A4） ・任意様式 ・本業務委託実施に係る従事スタッフや組織図を具体的に提示すること。

⑧法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※未納の税額（法人税、消費税及び地方消費税）がないことの証明
⑨見積書（A4） ・任意様式

(3) 提出部数

正1部のほか、上記(2)②企画提案書のみ副1部を付けること。(正は原本、副は写し。)なお、④及び⑧以外は電子データ(CD-RもしくはDVD-R)も提出すること。

(4) 業務の再委託

受託者は、本件業務の全てを一括して第三者に委託することはできない。

ただし、業務の一部をよりノウハウを有する協力事業者に委託する場合には、企画提案書の中にその旨を記載すること。

なお、報告を求める「委託」の定義は、業務の企画・立案・実施から進行管理までの全てを行わせることを言い、業務遂行上における単なる発注行為(例：成果品に係るデザイン制作、印刷製本、映像撮影・編集など)は「委託」に含まない。

10 選定委員会

(1) 選定委員会

本プロポーザルにおける提案の審査・選定は、令和5年度狭山市総合計画策定に向けた基礎調査業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)により実施する。

選定委員会では、企画提案書類の内容、本業務に対する提案者の意欲や理解力などをより理解するためのプレゼンテーション等を行い、評価基準に基づき点数化して、その順位が最上位の者を本業務の優先交渉権者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。

(2) 評価基準

選定委員会での審査における評価基準は別紙「第5次狭山市総合計画策定に向けた基礎調査等業務委託公募型プロポーザル採点表」のとおりとする。

(3) 審査

- ① 選定委員会での審査は企画提案書類及びプレゼンテーションに基づき実施する。
- ② プレゼンテーションの実施日程は、プレゼンテーション開催通知書(様式5)により、プレゼンテーション参加者へ書面で通知する。
- ③ プレゼンテーションの出席者は各提案者とも3名以内とする。
- ④ プレゼンテーションは、本業務を直接的に担当する者が行うこと
- ⑤ プレゼンテーションの持ち時間について、説明15分、質疑応答10分とする。

- ⑥ プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンは市で用意するが、その他必要な機器については、提案者で用意すること。

※プレゼンテーションは記録のため録音する。

#### (4) 優先交渉権者の決定

- ① 全ての審査が完了した場合は、全てのプレゼンテーション参加者に対して、プロポーザル審査結果通知書（様式6）により書面で通知する。
- ② 審査では、提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、評価点数が最も高く、かつ、見積金額が本業務の上限価格を下回っている者を優先交渉権者とする総合評価方式により選定する。ただし、最高得点となった者が複数ある場合には、選定委員の協議により選定する。なお、審査は非公開とする。
- ③ 審査の結果、全ての者が規定の得点率に満たなかった場合、該当優先交渉権者なしとすることがある。なお、規定の得点率に満たない場合とは、平均得点率が5割を下回る場合を言う。

#### (5) 優先交渉権者の取扱い

- ① 市は、前述の優先交渉権者と契約に向けた協議を行う。
- ② 優先交渉権者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点者と協議を行う。

※参加表明者の数によっては、プレゼンテーションの前に書類審査を行う場合がある。

### 11 留意事項

- (1) 参加表明、企画提案書類の作成・提出、プレゼンテーション等への参加等、本プロポーザルに要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 参加表明受付期間以降の参加表明書の提出、企画提案書類の受付期間以降の追加提出、差し替え、撤回は原則として認めない。  
なお、企画提案書類の内容を確認するため、本市が追加資料を求める場合がある。
- (3) 企画提案書類は返却しない。
- (4) 企画提案書類は、審査等の過程において複製することがある。
- (5) 企画提案書類は本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (6) 企画提案書に係る著作権は狭山市に帰属する。
- (7) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (8) 見積金額は契約金額を保証するものではなく、本業務に係る費用の見込額とする。
- (9) 優先交渉権者を決定した後の契約手続きは、狭山市契約規則（昭和58年規則第35号）による。

## 12 スケジュール

日程（予定）	内容
令和5年10月23日（月）	開始（実施要領等の公表、質問書の受付開始）
令和5年10月26日（木）	質問書の提出期限
令和5年10月30日（月）	質問書の回答目安
令和5年11月2日（木）	参加表明書の提出期限
令和5年11月8日（水）	企画提案書類の提出期限
令和5年11月10日（金）	プレゼンテーション開催通知
令和5年11月15日（水）	プレゼンテーション審査（優先交渉権者の決定）
令和5年11月22日（水）	プロポーザル審査の結果通知（目安）

## 13 担当部署

狭山市企画財政部企画課

所在地：〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1-23-5

狭山市役所 本庁舎7階

電話：04-2935-4627（直通） FAX：04-2953-2677

メール：[kikaku@city.sayama.saitama.jp](mailto:kikaku@city.sayama.saitama.jp)